

**神戸市税務システム標準化に伴う導入支援業務委託
実施要領(公募型プロポーザル)**

1 案件名称

神戸市税務システム標準化に伴う導入支援業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本市の税務システムは、平成 29 年 1 月に、ホストコンピュータを核とする汎用系システムからオープン系システムへ移行したが、当時は、政令指定都市向けの税務パッケージシステムが未成熟であった事や、移行コストの観点から、本市独自仕様(機能)をそのまま移行する手法(マイグレーション)を採用した。

一方で、現在、国は、税業務を含む 20 業務に対する標準準拠システムの導入を進めており、本市においても個人住民税、軽自動車税、法人住民税、固定資産税、都市計画税、収納および滞納管理を対象とした標準準拠システムへの移行が求められている。令和 7 年度には RFI(情報提供依頼)を実施した上で、標準化に向けた課題や要件の洗い出しを行っているところであり、円滑な導入に向けては、これらの結果を踏まえた詳細な検討と調達準備が必要である。

本業務は、神戸市税務システムの標準化対応を計画的かつ確実に進めることを目的とし、RFI 結果に基づく課題整理や連携要件の検討、非機能要件の整理、標準化対応に向けた要件整理・評価観点の整理、公告時想定 Q&A の準備等、導入準備に係る一連の支援を求めるものである。

(2) 業務内容

① プロジェクト管理・定例報告

- (ア) プロジェクト全体の課題および進捗を管理すること。
- (イ) 定例報告を行い、関係者間での情報共有を図ること。なお、定例報告は原則月 1 回、本市が準備する会議室での実施を想定する。

② RFI 分析支援

令和 7 年度に実施した RFI 結果の分析にかかる以下の業務について支援を行うこと。

- (ア) RFI 結果の確認・分析、不足事項等の洗い出し
- (イ) ベンダーヒアリング対応(確認事項抽出、課題整理)
- (ウ) ベンダーヒアリング後の課題整理
- (エ) 内部及び外部システムとの連携にかかる業務要件整理(「内部システムとの連携」とは税務システム内部の連携や税務関連システムとの連携を指す)
- (オ) 予算要求(予算要求資料案の作成、質疑対応)

③ 標準化対応に向けた準備にかかる支援

令和 8 年度に実施する標準システム導入に向けた準備にかかる以下の業務について支援を行うこと。

- (ア) 他都市及び市場のパッケージに関する調査による標準化対応状況や見通しの確認
- (イ) 非機能要件整理(本市デジタル戦略部が定める基準案を踏まえた検討を含む)
- (ウ) 標準化対応に向けた要件整理(調達仕様書(案)の作成に資する情報整理)
- (エ) 総合評価方式に係る必要資料の整理(入札説明書等の作成に資する情報整理)
- (オ) 評価の観点整理(評価基準(案)に資する検討及び外部有識者からの指摘への対応案の整理)
- (カ) 公告を想定した質問に対する想定 QA 案の作成および、学識経験者対応等の準備にかかる支援
- (キ) 提案内容評価に資する観点整理等の準備にかかる支援

(別紙「仕様書」のとおり)

(3) 事業規模(契約上限額)

金 72,050,000 円(消費税含む)

(4) 契約期間

契約締結日(令和 8 年 4 月上旬頃を予定)～令和 9 年 3 月 31 日

(5) 履行場所

神戸市行財政局税務部税務課

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、或いは、契約に係る令和 8 年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙(頭書及び委託契約約款)参照

(4) 契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第1項の規定により
契約金額の 100 分の 3 以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約
保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規
則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排
除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続
開始の決定がされている者、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生計画
認可の決定されているものを除く。)でないこと。

(3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止
基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこ
と。

(5) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税等、これらの税金を滞納してい
ないこと。

5 スケジュール

(1) 公募開始	令和 8 年 2 月 18 日
(2) 参加申請関係書類の提出期限	令和 8 年 3 月 4 日
(3) 質問受付締切	令和 8 年 3 月 4 日
(4) 質問に対する回答	令和 8 年 3 月 11 日頃
(5) 企画提案書の提出期限	令和 8 年 3 月 19 日
(6) 企画提案会の開催	令和 8 年 3 月 25 日
(7) 選定結果通知	令和 8 年 3 月下旬(予定)
(8) 契約締結・事業開始	令和 8 年 4 月上旬(予定)
(9) 事業完了	令和 9 年 3 月 31 日

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格確認

- ア 受付期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日午後5時まで
イ 提出書類
①参加申込兼資格確認申請書(様式1)
②事業経歴書・業績報告書・会社概要(任意様式)
③資本関係・人的関係調書(様式2)
④暴力団関係者排除に係る誓約書(様式3)
⑤法人登記簿謄本(又は登記事項全部証明書)
※提出日から起算して、過去6ヶ月以内に取得したもの
⑥納税証明書(令和7年度 国税及び地方税)
※納税証明書は3の3(未納の税額がないことの証明)を提出すること
ウ 提出方法
①イ 提出書類の①は、代表者印を押印したものを、PDF形式に変換し提出したうえで、原本(紙媒体)を後日提出すること。
②前項以外の提出書類はPDF形式に変換し提出すること。
エ 提出先
「8 その他 (2)提出先、問い合わせ先」のとおり
※添付ファイルにパスワードを設定し、パスワードは別途通知すること。
※イ 提出書類の①を郵送にて提出する場合は受取日及び配達されたことが証明される方法とすること。持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時の間に持参すること。
オ 参加資格の有無については、参加申請手続きの期限の日現在を以て確認を行う。
参加資格が認められなかった者に対しては、速やかに書面にて通知を行う。

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日午後5時まで
イ 提出方法 質問書(任意様式)を作成し、「8 その他 (2)提出先、問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に電子メールにより提出
ウ 回答参加者全者に対して、令和8年3月11日頃に電子メールにより回答する。なお、回答内容は応募要領及び仕様書を補足する効力を持つものとする。

(3) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書は、A4版とする。(様式任意)
イ 企画提案書の枚数は、表示・目次を除き20ページ以内とする。
ウ 企画提案書の必須記載項目は、「評価項目一覧<提案要求事項>」(別紙3)(以下、評価項目一覧)の「B 提案書記載内容」のとおりとする。なお、企画提案書の記載順は、評価項目一覧の記載順に従うこととし、また、各項目には評価項目一覧に対応する項目番号を付すこととする。
エ 企画提案書の最後に、見積金額および算定根拠を記載すること。別途、「見積書」としての提示は不要とする。
オ 企画提案書(正本)は、社名入りの表紙を付けること。企画提案書(副本)は、表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。
カ 企画提案書の編綴の方法は自由とする。
キ 受付期間 令和8年2月18日から令和8年3月19日午後5時まで
ク 提出方法
以下のいずれかによること。
(a) 電子メール
(b) ファイルストレージサービス
(c) 郵送(受取日及び配達されたことが証明される方法とすること)

- (d) 持参（神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時）
- ヶ 提出部数
(a) ク 提出方法(a)または(b)の場合、正本・副本 各1部 (PDFファイル)
(b) ク 提出方法(c)または(d)の場合、正本1部 副本5部
- コ 提出先
「8 その他 (2)提出先、問い合わせ先」のとおり

7 選定に関する事項

(1)評価基準

- 審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。
- ア 評価項目と配点は評価項目一覧の「A 評価項目(提案要求項目)」及び「C 得点配分」記載のとおりとする。また、評価項目一覧の評価内容を内容点(75点満点)、運営業務にかかる経費を価格点(25点満点)とする(合計100点満点)。
- イ 見積金額の評価方法については、提案価格に対し、以下の式により価格点とする。
$$(1 - (\text{当該事業者の提案価格}) / (\text{契約上限価格})) \times 25 \text{ 点}$$
- ※小数点以下第2位を四捨五入
- ウ 見積金額は、本市の定める上限の範囲内とする。
- エ 見積金額が契約金額の上限の3分の2以下の金額を提案した場合は、本市の調査の結果、履行に支障がないと認められたものに限る。

(2)選定方法

- ア 本企画提案の審査については、神戸市税務システム標準化に伴う導入支援業務委託にかかる事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プрезентーション
- (ア)開催日時 令和8年3月25日
- (イ)場所 新長田合同庁舎 会議室
- (ウ)内容・方法
- ・ プрезентーションの実施時間は30分程度とする。うち説明時間は20分以内、質疑応答を10分程度とする。
 - ・ プрезентーションは、実施体制の責任者又はリーダーが行うこととし、同席できるのは2名までとする。なお、必要に応じWebでのオンライン参加も可能とする。
 - ・ プрезентーションに参加しなかった提案者は失格とする。
 - ・ 参加者が多数の場合は、提出された企画提案書等を事前審査し、プレゼンテーション審査へ進める参加者を選定する場合がある。
 - ・ プрезентーションの方法は提案者の任意とする。
 - ・ プрезентーションは、企画提案書類等だけでは分かりにくい部分を補足するために行うものであって、既提出の企画提案書類等に新たな要素を追加、修正することは認めない。
 - ・ プрезентーションを円滑に進めるために、資料を配布することは認めるが、企画提案書類等と異なり、評価時の正式書類として扱わない。
 - ・ プрезентーションを円滑に進めるために、企画提案書類等の内容に係る質問事項を事前に送付する場合がある。
 - ・ プрезентーションに係る費用は、すべて提案者の負担とする。
 - ・ 提案者が1者の場合でも当該プロポーザルは成立するものとする。
 - ・ 発表時に使用できる大型モニターは本市にて用意する。その他の物を使用する必要がある場合は、事前に本市に相談すること。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「1 提案内容・妥当性・効果」の項目の点数が高い事象者を選定する。「1 提案内容・妥当性・効果」の項目の点数も同数の場合は、「費用」の項目の点数が高い事業者を選定する。そのいずれの項目の点数も同数の場合はくじ引きにより決定するものとする。

(3)失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこ

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4)選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1)提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2)提出先、問い合わせ先

〒653-0042

兵庫県神戸市長田区二葉町 5 丁目 1 番 32 号

神戸市役所行財政局税務部税務課

電話:078-647-9312

E-mail:kanrisystax@city.kobe.lg.jp